

地域生活を支える 地域包括支援センターへのバックアップ ～法律と福祉の専門性を活用～

高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センター。その基本役割の一つに、権利擁護（高齢者虐待の早期発見と対応、消費者被害防止の情報提供など）が掲げられています。今回は、地域包括支援センターがその機能を有効に発揮できるように支援し、高齢者虐待問題に対応しようと、仙台弁護士会と宮城県社会福祉士会で立ち上げた「高齢者虐待対応専門職チーム（高齢者虐待対応連絡協議会の運営）」の取り組みについて、事務局長の小湊純一さん（社会福祉士）にご寄稿頂きました。

高齢者虐待の実態と問題点

若くて（若くなくても）元気な人は、自分を殴ろうとする人に抵抗できるし、殴った人を自分で訴えることができます。元気な人は、自分の土地、建物、預金等の財産を自分で管理できるし、万一盗られたとしても自分で訴えることができます。元気な人は、自分で意見を人に伝えたり訴えることができます。また、周りも耳を傾けて聞いてくれます。要するに、元気な人は、当たり前前の生活を当たり前前に送ることができるというわけですね。



▲参加者多数のなか地域包括支援センター向け説明会・研修会を開催しました

しかし、歳をたくさん重ねると、どうしても様々な障害を持つ

つことが多くなります。認知症、脳梗塞と後遺症、転倒による骨折と後遺症、持病の悪化、生活不活発病などです。すると、認知症が原因で考えたり判断することのできない、脳梗塞後遺症などのために自由に活動できなかつたり暴力に抵抗できない、人の手を借りないと生活できない、介護が必要になり負い目を感じたりすることなどがあります。高齢者虐待という言い方をしますが、高齢者だからということではありません。高齢になると心身の障害を持つ確率が高くなり、それが原因で虐待を受けてしまう危険性があるということです。

高齢者虐待は様々で複合的です。殴る・蹴る・つねる・閉じ



▲会長 赤松寛さん

▲事務局長 小湊純一さん

込めるなどの身体的虐待、暴言、辱め・無視などの心理的虐待、介護してもらえない・ご飯を食べさせられない・病院に連れて行ってくれないなどの介護放棄（ネグレクト）、性的辱め・オムツ一つで寝かせられるなどの性的虐待、預金年金を勝手に使われる・勝手に土地等を処分されるなどの経済的虐待、不当に高額な品物を購入させられる等の消費被害等が挙げられます。そして、介護疲れが発端で身体的虐待とネグレクトと経済的虐待が同時に行われている複合的なケースや、同居家族にも複雑な問題を抱えているものもあり、対応や連携も複雑で簡単に解決できるものではありません。

「宮城県高齢者虐待対応専門職チーム」の立ち上げと趣旨

平成18年4月1日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されると同時に、「地域包括支援センター」が全国の市町村に設置されました。高齢者権利擁護・虐待防止の責任を負うのは市町村ですが、直接的な役

割を担うのは「地域包括支援センター」です。しかし、地域包括支援センターを設置したからといって、始めから高齢者虐待解決の経験と対応のノウハウを持つていないはずがありません。そこでこの状況を踏まえ、日本弁護士連合会と日本社会福祉士会とで協議検討の上「高齢者虐待対応専門職チーム」の設置が進められたのです。

活動趣旨は、「高齢者虐待対応及び予防について、法律・福祉の専門性をもって、対応の適正性、介入方法、保護の後の対処法等の相談に応じ、アドバイス、訪問等により、地域包括支援センターが有効に機能できるように支援する」としています。

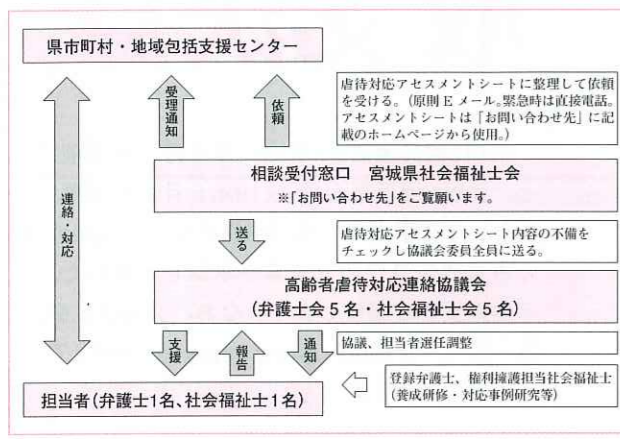
宮城県では、宮城福祉オンブズネット「エール」による権利擁護活動の実績と、活動を通して培われた法律と福祉・医療の連携ができていたという下地があります。そのため、宮城県高齢者虐待対応専門職チームは、全国に先駆けて設立活動を開始することができました。

支援内容

当専門職チームは、仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会により設置された「高齢者虐待対応連絡協議会」が運営しています。

- 支援内容
- ①対応の適正性の確認
 - ②介入方法のアドバイス
 - ③地域ケア会議への出席
 - ④同行訪問
 - ⑤予防・救済のための活動支援
 - ⑥関係機関団体との連携支援
 - ⑦地域包括支援センター職員のスキルアップ支援など

対応の流れ（利用の仕方）



●高齢者虐待対応連絡協議会メンバー

役職	氏名	職種
会長	赤松 寛	弁護士
	荒 中	弁護士
事務局次長	内田 幸雄	社会福祉士
	大橋 洋介	弁護士
	小幡佳緒里	弁護士
事務局長	小野寺泰佐	社会福祉士
	小湊 純一	社会福祉士
	鈴木 宏之	社会福祉士
副会長	鈴木 守幸	社会福祉士
	村田 知彦	弁護士

(五十音順)

地域包括支援センターは、「地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行うものである」という役割があります。この仕事は社会福祉士が中心となって職員間、専門職種間、地域の関係機関等と連携を取りながら実施することになっていきます。

特に、高齢者の虐待防止については、「高齢者虐待防止ネット

【お問い合わせ先】
高齢者虐待対応連絡協議会(担当:及川由佳)
〒981-0955
仙台市青葉区三条町10-19PROP三条館 宮城県社会福祉士会内
TEL 022(233)0296
FAX 022(393)6296
E-mail:fukurou@seagreen.ocn.ne.jp
http://www2.ocn.ne.jp/~macsw/teamindex.htm

●地域包括支援センター
平成18年4月の介護保険法の改正により各市町村で設置。住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、①介護予防ケアマネジメント ②総合相談支援 ③権利擁護 ④包括的・継続的ケアマネジメントを基本業務としている。保健師(または地域ケアに経験のある看護師)、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、3つの専門職がチームとして総合的に支えている。